

議会運営委員会次第

平成26年2月7日（金）

午前10時～

第3・4委員会室

- (1) 前回会議内容の承認について
- (2) 流山市議会ICT推進基本計画の進捗と分掌について
- (3) タブレット端末機の使用について
- (4) 特別委員会委員の組織について
- (5) その他

平成26年1月27日開催 議会運営委員会会議内容

①議題（7件）

- ①前回会議内容の承認について
- ②所管事務調査（行政視察）の件について
- ③タブレット端末機の使用について
- ④特別委員会委員の組織について
- ⑤流山市議会 I C T 推進基本計画の進捗と分掌について
- ⑥一般質問時における説明員の自席答弁について
- ⑦その他

②前回会議内容の承認について

- 平成25年12月18日会議内容はすべて了承された。

③所管事務調査（行政視察）の件について

- 平成26年度議会運営委員会所管事務調査のための行政視察実施に向け、希望調査表を配布し、2月28日、金曜日までに事務局へ提出することで了承された。

④タブレット端末機の使用について

- 現在配布済のタブレット端末機の今後の活用について、使い続けるのか、使い続けるならば、電子採決をスマートフォンから、タブレット端末機に切り替えるのか、議場への持ち込みを許可した場合、インターネットへの接続を許可するのか、フェイスブックやツイッターへのアクセスについて許可するのか、など多くの取り決めが必要となることから会派検討事項を配布し、各会派で検討することで了承され、次回以降の協議事項とされた。

⑤特別委員会委員の組織について

- 現在の特別委員会の委員の選出基準について、見直す必要があるのか、見直す必要があるならば、どのような基準とするべきなのか、など、次回の改選までには、協議をし、決定していくこととし、各会派に持ち帰り、各会派で御協議していくことで了承された。

⑥流山市議会 ICT 推進基本計画の進捗と分掌について**●検討事項 7 項目**

流山市議会 ICT 推進基本計画の進捗と分掌について積み残し事項となっていた 7 項目について協議した結果は下記のとおり。

「(1) 市民との情報共有の拡充」の「エ、一般質問時のプレゼンテーションツールの利用」

平成 23 年第 4 回定例会から使用を開始し、希望者は議長に申し入れ、実施している。言論の府のもとの議場での一般質問である。

質問の補足資料である。発言の全てが会議録に残ることの再認識。

今後、新たな問題や課題が出た場合、その都度議題とし協議することとした。

「(3) 議員の情報活用能力及び活用環境の向上」の「イ、新聞記事検索データベースの活用」

本件は、平成 23 年 10 月に開催された議会運営委員会において時期尚早となり、今後も検討していくこととなっていた。

新聞記事検索データベースは不要とし、現在のインターネット環境を活用して検索することとした。

「オ、庁内 LAN (イントラネット) への議員の限定アクセス権」

庁内 LAN システム自体、もともと職員向けに開発された職員のための業務支援ツールであることから、議員が限定アクセス権を活用してまで立ち入ることは無い。

庁内 LAN (イントラネット) への議員の限定アクセス権は不要とした。

「(4) 議会内のペーパーレス化を促進」の「ア、会議通知・各種式典等の案内通知の電子メール化」と「シ、議会からの資料要求に対する執行部からの提出資料の電子化」

(4) の「ア」について、無理やりに新たな電子ファイル希望調査のための議員アンケートは不要。電子データが必要な議員は、その都度各自事務局に申し出ればよい。

(4) の「シ」について、以下、議会広報広聴特別委員会申し入れ報告することで了承された。

議会広報広聴委員会でホームページの変更など行っているが、議員個人で資料要求した資料はその議員にしか提出されない。ボード等には掲示しているが、他の議員も知り得たい情報もあると思うので、個人や委員会での要求資料についてホームページでも閲覧できる環境があるとよい。意見があったことを議会広報広聴委員会に伝えてほしい。

資料要求に際し、同じ資料の再請求防止のため、過去に要求した資料の一覧表を配布したこともあるので、電子化する課題や手間のかかる手続きも沢山あることから、まずは、現状レベルでよいが、せめて当時配布された一覧表は早急に載せてほしい。

「ハード面での計画事業」の「(2) 機器及びシステムの整備」の「ウ、議案書等の電子化を図るため、情報端末を全議員に配布する」

本件は、タブレット端末機が配布済みであることから、今後は、配布後の活用についての協議を行うこととした。

「(2) 市民参加による議会運営」の「ア」について、所管する委員会の件に関し、「議会運営に反映させる」との表記があることから、「議会運営委員会での所管ではないか」との意見があった件について

議会運営委員会では、全会一致をもって「議会運営に反映させる」を「議会活動に提言ができる」と改めることで決定。議会広報広聴特別委員会の所管としての分類とする。

⑦一般質問時における説明員の自席答弁について

●現在、一般質問時における説明員の答弁については、すべて議長席前の演壇で行っているが、議員の質問内容によっては、簡易な答弁も考えられ、自席から演壇に移動し答弁する必要性を検討した。

議員の質問内容によっては、議長の判断において説明員の自席における答弁も可能とすることにより、円滑な本会議運営が行われると考えられることから議長の議事整理権に基づき実施することで決定。

⑧その他**(1) 議員研修会について**

平成26年1月29日開催の議員研修会の最終確認及び当日やむを得ず欠席される議員に対する議長への欠席届提出の周知 ⇒ 了承

(2) 視察の受け入れの件

龍馬プロジェクト全国会様からの行政視察受け入れ依頼の件

日時：平成26年4月28日、月曜日、午後1時から午後5時まで

人数：30名程度

調査事項：3項目の内1項目【議会改革（広報広聴とICT）の取り組みについて】

視察対応の希望として、議会広報広聴特別委員長の松野委員長を希望していることから、本件についての対応について協議した。

協議の結果、受け入れについて了承、対応議員は、議会広報広聴特別委員長の松野委員長と他1名（笠原副委員長または議会広報特別委員会委員）⇒ 了承

流山市議会ICT推進基本計画

第1章 総論

1 【計画策定の背景】

本市議会では平成21年3月に、「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、流山市議会基本条例が全会一致で可決され、同年4月1日施行された。それを受けて、同年10月には「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、更なる情報発信と情報通信技術（ICT）の推進を求める決議を全会一致で可決した。この決議文について具体的に事業を推進するため、このたび流山市議会ICT推進基本計画を策定するものとする。

また、本計画策定に当たっては、スカイプやユーストリームを活用し、外部アドバイザー（2名の大学教授、民間研究機関の研究員）とのリアルタイムによる協議手法も取り入れ、協議を重ね、さらには、執行部の協力もいただいた。

※平成21年4月施行 流山市議会基本条例前文より抜粋

「積極的な情報公開を率先して行い、より一層、市民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声を汲み取りながら、議員間で自由かつつな討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。」

2 【計画策定の目的】

本市議会は、民主主義の過程（プロセス）に市民が、より深くかかわる機会を得るために、「市民に開かれた市議会」のなお一層の実現を図り、議会のオープン化（透明、参加、協働）に向けた有効手段のひとつとして、ICT技術の積極的活用を推進する。

第2章 基本フレーム

1 【基本的な考え方】

本計画の具現化にあたっては、市民へ最新の議会情報の提供と議会内情報の一元化を図り、議会および議員活動の積極的展開と事務の合理化・効率化を推進すると共に市民との意見交換などを積極的に活用し、議会のオープン化を実現するものとする。

よって、流山市議会ICT推進基本計画は、以下の4点を基本事項とする。

- (1) 最新の議会情報を、分かり易く提供する。
- (2) 議会への住民の参加機会の拡大と関心の向上を図る。
- (3) 議会活動の積極的展開を図る。
- (4) 事務の合理化・効率化を進める。

第3章 事業の展開

1 【ソフト面での計画事業】（内※は、実施年度及び、計画年度）

(1) 市民との情報共有の拡充

- ア 本会議のインターネット（ライブ&録画）中継（平成18年9月から実施済）の改善
- ア）録画のインターフェイスの見直し（※平成22年12月～実施）

- イ) 画質向上の見直し (※平成24年以降に実現する方向で検討)
- ウ) 議事録と録画の連携 (議会ホームページリンク) (※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
- イ 委員会のインターネット (ライブ&録画) 中継 (※平成22年4月から特別委員会で実験中)
 - ア) 常任委員会、特別委員会へのライブ中継の実施 (※平成23年度中に実施)
 - イ) 議事録と録画の連携 (議会ホームページリンク) (※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
- ウ) 議会ツイッター公式アカウントの取得 (平成22年5月から公式アカウント取得)
- エ) 一般質問時のプレゼンテーションツールの利用 (※平成24年9月～実施)

- オ) 議会ホームページの充実 (※平成24年2月実施)
 - ア) インターネット (ライブ&録画) 中継を行う委員会等の会議資料を事前にWebサイトを通じて、市民に公開する。(※平成23年度中に実施)
 - イ) 独自ドメイン取得 (※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
 - ウ) 会派のWebサイトを作成 (※ //)
 - エ) 議員全員がWebサイトを持つ支援体制の確立 (※ //)
 - オ) 議員個人のWebサイトへのリンク (※ //)
- カ) 「ヤフーカレンダー」や「グーグルカレンダー」などの活用による議会日程の公表 (※平成23年4月～実施)
- キ) 会派代表者会議のインターネットによる公開 (※平成23年度中に実施の方向で検討)
- ク) 全員協議会のインターネットによる公開 (※ //)
- ケ) 議会報告会のインターネットによる公開 (※平成23年度から実施の方向で検討)
- コ) 議会中継を見る日キャンペーンの実施 (※平成23年9月～実施)

- (2) 市民参加による議会運営
 - ア) 会議を傍聴した市民又は、報告会に参加した市民、あるいはインターネットで会議を視聴した市民からの意見を議会ホームページに公表し、議会運営に反映させる。
(※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
 - イ) インターネットによる議会アンケートの実施 (※ //)
 - ウ) 議員と市民のツイッターやチャットによるリアルタイム意見交換
(※平成23年度～実施の方向で検討)

- (3) 議員の情報活用能力及び活用環境の向上
 - ア) インターネットを利用した情報収集・発信力の向上 (※平成23年度中に研修会の実施検討)
 - イ) 新聞記事検索データベースの活用 (※平成23年度～協議を継続していく)
 - ウ) 会議録検索システム導入 (平成15年12月より実施済)
 - エ) 先例集、市例規、会議録 (本会議、委員会) 索引、意見書・決議索引、図書室蔵書索引、議会保存の市長部局で作成した各種計画書等資料の索引等の電子化を図る
(※平成24年度中に構築)

オ 庁内LAN（イントラネット）への議員の限定アクセス権

（※平成24年10月～実施）

(4) 議会内のペーパーレス化を促進（※完全ペーパーレス化を原則とする方針で今後も協議を継続していく。）

ア 会議通知・各種式典等の案内通知の電子メール化（※平成23年4月～実施）

イ 発言通告書を電子化（議員により、一部実施済）（※ " ）

ウ 予算書・決算書の電子化（※平成17年3月より一部実施済）※減刷も課題

エ 予算・決算資料の電子化（※平成23年度～実施）

オ 会議録の電子化（※平成15年3月より一部実施済）※減刷も課題

カ 議案書の電子化（※平成24年6月～実施）

キ 委員会室におけるパソコン&プロジェクターの活用

（平成20年4月より一部実施済）

ク 予算要望の電子化（平成21年10月より一部実施済）

ケ 予決指摘要望事項の電子化（平成21年3月より一部実施済）

コ 議員履歴の電子化（※平成23年4月～実施）

サ 報酬明細の電子化（※平成23年度～実施）

シ 議会からの資料要求に対する執行部からの提出資料の電子化

（※平成23年度中に実施の方向で検討）

2 【ハード面での計画事業】

(1) 議会内LANの構築

ア 本会議場（平成22年9月より実施済）

イ 議事堂（※平成23年度中に実施の方向で検討）

(2) 機器及びシステムの整備

ア スマートフォンを全議員に配布及びその積極的活用を図る

（※平成22年9月より実施済）

イ 電子採決システムの改善（※平成23年6月～実施）

ウ 議案書等の電子化を図るため、情報端末を全議員に配布する

（※平成24年6月～実施）

エ プリンター及びスキャナーを各会派に配備（※平成24年4月～実施）

または、議会内LANの整備により、コピー機をオールインワン型にグレードアップする。ID毎に誰がいつどんな内容のものを印刷したか記録できるようにしておく

オ 議場におけるプレゼンテーションツールの整備（※平成24年9月～実施）

3 【その他】

(1) 計画の実施に当たっては、適切なセキュリティ対策を講じるものとする。

4 【財源措置と計画の見直し】

(1) 予算の伴う計画については、流山市議会基本条例第12条の規定に基づき、議会が主体的に協議し、要望していく。

- (2) 情報通信技術の発達を踏まえ、常に時代に適合した事業の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

平成26年1月28日

議会運営委員会委員各位

議会運営委員会
委員長 根本 守

タブレットの取り扱いについての会派検討事項

昨年10月の委員会における霧島市議会への視察（ICT活用等）、ならびに平成26年1月27日（月）の議会運営委員会での議論を踏まえ、各党各会派におかれましては今後のタブレットの活用方法について議論をお願い致します。

なお、次回2月7日（金）の委員会において結論を出して参ります。

1) 本会議場での電子採決機器について

スマートフォン タブレット（切り替え）

2) タブレット端末の扱いについて

継続使用（現状通り） 継続使用（より効果的な活用） 返却（中止）

3) 電子採決をタブレット端末に切り替えた場合の検討事項（質問2でスマートフォンに選択した場合は回答不要）

① 議場内での使用方法

採決以外の利用も可（ネット接続や外部との通信等） 採決のみ使用可

（注）その他課題等ありましたら御記入ください。

※その他 コスト面・通信会社との契約内容については別途事務局資料あり

市民参加による議会活動について

【議会広報広聴特別委員会における協議結果】

協議の結果は、原文の以下2点を変更案とし、委員全員の意見の一致をみたところである。

1. タイトル「(2) 市民参加による議会運営」を「(2) 市民参加による議会活動」に変更
2. 本文中「議会運営に反映させる」を「議会活動に反映させる」に変更

市民参加による議会活動フロー

